

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

定例監査の結果に基づく措置通知書（健康福祉部介護高齢課）

監査実施期間 平成26年10月10日から

豊川市監査公表第59号分

平成26年11月 6日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 医療法人信愛会に、音羽高齢者生きがい活動センター一般浴室管理委託として、施設の利用許可を含む全ての管理業務を委託していることから、指定管理者制度の導入を検討されたい。</p> <p>2 福祉センター（いかまい館）の指定管理に係る運営経費に、株式会社本宮の副社長の役員報酬が計上されているが、実態を把握するとともに、その妥当性について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 介護高齢課で取扱う公金の収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う職員を分任出納員に任命されたい。</p>	<p>1 左記指摘事項について、平成27年度より音羽高齢者生きがい活動センター一般浴室の利用許可業務を市職員が行うよう変更した。 また、委託施設の維持管理については、前段の変更により指摘された問題点が解消されたことから、音羽高齢者生きがい活動センターに係る一般浴室管理業務を引き続き業務委託とした。</p> <p>2 左記指摘事項について、実態を調査し、妥当性を検討した結果、平成27年度より福祉センター（いかまい館）の指定管理に係る運営経費において、株式会社本宮の副社長の役員報酬を計上しないこととした。</p> <p>1 平成27年3月6日に監査結果の通知を受け、直ちに公金の収納事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、領収書等に領収印と併せて取扱者の認印を押印することにより公金取扱者を特定できるようにした。</p>

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>2 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件が示されていないため、改善されたい。 (ふれあいセンター、福祉センター（いかまい館）、御津福祉保健センターの飲料水等自動販売機)</p> <p>3 福祉センター（いかまい館）の指定管理協定書等に、貸館業務に係る使用料の払込期限が、具体的に明記されていないため、改善されたい。</p>	<p>2 平成27年度に更新するふれあいセンター、福祉センター（いかまい館）、御津福祉保健センターに係る決裁（平成27年3月17日決裁済）より自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領の規定に基づき、目的外使用許可で対応できる要件を明示した。</p> <p>3 平成27年度の指定管理仕様書に、貸館業務に係る使用料の払込期限を具体的に明記し、平成27年4月1日に指定管理受託者に対して手交した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年6月5日現在のものである。